

# 羅針盤

平成 28 年度第4号(通算 255 号)  
平成 28 年5月 20 日(金) 発行  
岡山県総合教育センター  
Tel (0866)56-9101 Fax (0866)56-9121

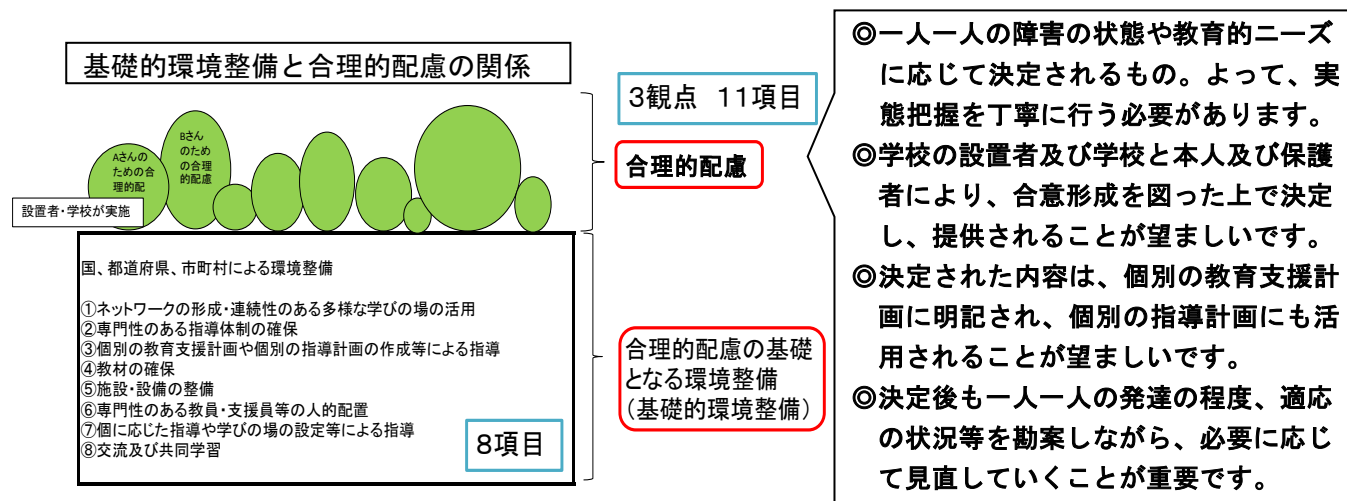
## 障害のある子供たちへの合理的配慮の提供に向けて

国連の「障害者権利条約」をご存知でしょうか。

この条約は、障害者に関する初めての国際条約で、締約した国は、障害による差別をなくし、教育や雇用等あらゆる分野で障害者に健常者と同じ権利を保障する義務を負うものです。特に教育の分野では、障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないことが示され、我が国も法整備を図り、平成 26 年 1 月に批准しました。

「障害者権利条約」の中で、障害者が排除されない教育や社会の状態をインクルーシブと呼び、我が国の教育に関しては、『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』（平成 24 年 7 月）の中で、「インクルーシブ教育」とは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている、と説明しています。

今年 4 月 1 日には、「障害者差別解消法」が施行され、国・地方公共団体において「合理的配慮」の提供は法的義務となり、教育現場においてもその在り方が重要となっています。



※「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に、個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなります。

### ◎合理的配慮について知りたい方に

「合理的配慮の実践事例」  
「インクルーシブ教育システム」

独立行政法人  
**国立特別支援教育総合研究所**  
NISE National Institute of Special Needs Education

インクルーシブ教育システム  
構築支援データベース(インクルDB)

<http://inclusive.nise.go.jp/>

「障害者差別解消法と合理的配慮」

共生社会の実現に向けた  
「障害者差別解消法と合理的配慮」

平成28年3月  
第二編教育特別支援教育

[http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/469208\\_3309561\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/469208_3309561_misc.pdf)

「合理的配慮」の校内研修  
地区研修

岡山県総合教育センター  
Okayama Prefectural Education Center

学校力向上  
サポートキャラバン  
「S 合理的配慮等について」